また、「魚介類の水銀の暫定的規制値について」（昭和48年厚生省通達）により、魚介類が食品として流通する場合、総水銀0.4ppm、メチル水銀0.3ppmの暫定的規制値を設定するとともに（ただし、マグロ類、深海性魚介類等及び河川産魚介類については適用外。）、体重50kgの成人の暫定的摂取量限度としてアルキル水銀0.17mg／週を設定している。また、水産庁が水産物に含まれる水銀の含有実態調査を実施し、「有害化学物質含有実態調査結果データ集（平成15～22年度）」（平成24年農林水産省）により公表している。これらを踏まえ、魚介類の摂食等を通じた水銀のばく露が健康面での疾患につながる可能性の高い人々として想定される妊婦（胎児）等に対しては、「水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項」（平成15年厚生労働省）及び「妊婦への魚介類の摂取と水銀に関する注意事項」（平成17年（平成22年改訂）厚生労働省）等により魚介類経由の水銀摂取について注意すべき魚介類の種類とその摂取量の目安等を定めている。

なお、前述の注意事項についてのＱ＆Ａでは、「平均的な食生活をしている限り、健康への影響について懸念されるレベルではない」としている。また、公衆の教育については、国立水俣病総合研究センターにて、水銀と健康についての情報や水銀ばく露に関する研究成果等についての情報を提供している。

さらに、水銀等への業務上のばく露防止の教育及び健康障害防止に関する措置としては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく省令により、水銀等の蒸気等が発散する屋内作業場について、その発散源を密閉する設備、局所排気装置等を設け、作業環境での濃度を管理濃度（水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）については0.025mg／m³）以下とする等の措置を義務付けている。

引き続き、以上の制度等の的確な運用及び適切な周知等を推進していく。

2　情報の交換に関する措置

環境保全を主な目的としない水銀等を規制する主な既存の法令としては第一３に規定される農薬取締法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律並びに第一８に規定される消防法及び毒物及び劇物取締法がある。また、水道法（昭和32年法律第177号）により、水道により供給される水については、水道事業者等に対して、水銀等は水銀の量に関して0.0005mg／Ｌ以下に適合することを義務付けている。

環境省のホームページでは、これまでの水銀等の製造、使用、貿易、排出及び放出の削減又は廃絶に関する情報、水銀使用製品・水銀等を使用する製造工程・水銀等を排出等する活動及び工程についての技術的及び経済的に実行可能な代替に関する情報として、「水俣病の教訓と日本の水銀対策」（平成25年環境省）を、日本語に加え、英語、仏語、中国語、ロシア語、スペイン語、アラビア語に翻訳し公開している。また、条約、我が国の取組等をまとめた関連パンフレットとして「水銀に関する水俣条約と日本の貢献～水俣・日本から世界へのメッセージ～」（平成27年環境省）も日本語に加え、英語、仏語、中国語、スペイン語、アラビア語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語に翻訳し、環境省のホームページにおいて公開している。また、水銀等へのばく露に伴う健康に対する影響についての疫学的情報については、世界保健機関（ＷＨＯ）の関連する会合等において、我が国の状況を説明している。

引き続き、以上の情報等の関係者等との交換を推進していく。

3　公衆のための情報、啓発及び教育に関する措置

環境省のホームページでは、水銀等の健康及び環境への影響、水銀等の代替物質、研究・開発・監視活動の結果及び条約を履行するための活動をまとめた「水俣病の教訓と日本の水銀対策」や、条約、我が国の取組等をまとめた関連パンフレットとして「水銀に関する水俣条約と日本の貢献～水俣・日本から世界へのメッセージ～」等を公開している。さらに、水銀等へのばく露が人の健康及び環境に及ぼす影響に関連する教育、訓練及び啓発のための活動を促進し、及び円滑にすることについては、関連法令等に基づく措置のみならず、上記情報提供に加え、「有害化学物質含有実態調査結果データ集（平成15～22年度）」、「水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項」、「妊婦への魚介類の摂取と水銀に関する注意事項」等の関連する情報を提供し、公衆に対する必要な啓発等を行っている。また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）により、水銀等を一定量以上取り扱う制度対象事業者がその環境中への排出量・移動量を国へ届け出る化学物質排出移動量届出制度を措置しており、既存の制度を利用した、排出、放出又は処分される水銀等の年間推定量に関する情報の収集及び普及の一助とする。

なお、生産活動における水銀利用、大気、水、土壌といった環境への排出などライフサイクル全体に係る水銀の流れを把握するため、平成19年度から水銀に関するマテリアルフローの検討・整備を進めており、今後も更なる精緻化による更新を行う。

引き続き、以上の措置の充実を図り、公衆に対する水銀等に関する正確な知識等の啓発等を推進していく。

4　研究、開発及び監視に関する措置

環境保全を主な目的として環境基準を環境基本法、環境への排出基準を大気汚染防止法及び水質汚濁防止法、廃棄物処分等に関する基準を廃棄物処理法に基づき、それぞれ定めている。また、監視活動は大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質モニタリング、水質汚濁防止法に基づく公共用水域及び地下水の水質モニタリング、海洋基本法（平成19年法律第33号）に基づく海洋環境モニタリング、また沖縄県辺戸岬でのバックグラウンドのモニタリング等が実施され、環境基準の達成状況等を把握するとともに結果を公表している。

水銀管理を適切に実施し、その効果を検証していくため、引き続き、水銀に関するマテリアルフローの更なる精緻化、維持及び更新を行う。また、国立水俣病総合研究センターにおいては、メチル水銀の健康影響及び環境動態に関する調査・研究を行っており、同センターにおいて確立された生体試料（毛髪）、海水、土壌試料中のメチル水銀を正確に定量する方法を諸外国にも提供している。さらに、「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」では胎児期から小児期にかけての我が国における一般的な生活環境において、水銀などの化学物質等が子どもの健康に与える影響を解明するための全国10万人規模の継続的な調査・研究を行っている。加えて、環境研究総合推進費により、水銀の環境中での動態を解明するためのモデリング等の研究を行っているほか、廃水銀等の長期的な管理を徹底するため、廃水銀等の硫化・固型化物の長期安定性についての継続的な検証等を進めている。水銀等による社会的、経済的及び文化的な影響に加え、人の健康及び環境に対する影響についての評価については、国立水俣病総合研究センターにおいて平成９年に「水俣病に関する社会科学的研究会」が設置され水俣病に関する総括的教訓をまとめた報告書を公開している。水銀等及び水銀使用製品の商取引及び貿易に関する情報については、法及び外為法の関連規制の施行に伴う関連情報を把握していく。

引き続き、以上の措置の充実を図り、関連する研究、開発、監視等を推進していく。

5　国際的な協力に関する措置

開発途上国における条約締結支援のための資金を条約暫定事務局である国連環境計画（ＵＮＥＰ）や地球環境ファシリティに対し拠出している。さらに、開発途上国における水銀廃棄物に関する能力開発支援のための資金等を国連環境計画国際環境技術センターに拠出している。このほか、平成25年の外交会議の場においては、平成26年から３年間、開発途上国における環境対策ＯＤＡ（大気汚染対策、水質汚濁対策及び廃棄物処理）に総額20億米ドルを拠出することを発表している。以上のとおり、これまでも世界の水銀対策を支援するための資金提供を行ってきた。今後も引き続き、適切な資金提供を検討していく。能力形成や技術援助についても、これまでも水銀対策技術の国際展開、人材育成、水銀のモニタリングに関する協力等を通じ、条約締結と効果的な実施を含め開発途上国に対し水銀対策に協力してきた。引き続き、来日研修等を通じた水銀対策技術の習得や条約の締結支援、水銀の環境中の実態調査及び対策計画策定支援、水俣病対策の経験・知見をいかした水銀による環境・人健康リスクの評価、水銀のモニタリング分析能力向上及びネットワーク化の支援、開発途上国の水銀ライフサイクル全体にわたるフロー解析支援、開発途上国のニーズを考慮した我が国の水銀対策技術の適用、水銀対策と並んで気候変動や大気汚染対策等にも資するコベネフィット技術の開発途上国への普及等を行う。